

**岡崎市男女共同参画推進条例の一部改正
及びパートナーシップ制度について**

答申書

令和4年1月

岡崎市男女共同参画推進審議会

はじめに

岡崎市男女共同参画推進審議会は、岡崎市が条例によりパートナーシップ制度を位置付けるにあたり、令和3年8月10日、市長から諮問を受け、3回の会議を経て検討を進めてきました。ここにその結果を御報告します。

今回の諮問は令和2年11月、岡崎市議会議長に対して、「パートナーシップ宣誓制度及び性的少数者に関する諸問題への取組み」に関する陳情書が提出され、常任委員会において各会派から今後の検討に期待する肯定的な御意見をいただいたことを受けたものです。短期間に数多くの論点を検討する審議会となりましたが、会場には毎回傍聴者が訪れ、各委員は市民の関心の高さと責任の重さを感じつつ、活発な議論を繰り広げました。

最初に、本制度を要綱ではなく条例改正によって具体化することを確認しました。事務局が100余りある先行導入自治体を調査したところ、要綱で規定している自治体が大半を占め、条例で規定している自治体は少数だということでした。しかし審議会では、条例で規定することにより、議会で議論が丁寧に行われ、市の方針として定められることで、市民や事業者等に対する幅広い周知がしやすくなること、また制度が安定し、位置付けや継続性がより明確になることから、岡崎市男女共同参画推進条例を改正して対応する方向で検討を進めました。

続いて、議論が集中したのは、対象者に事実婚を含むか否かでした。多様な性の在り方とそれが認められるような社会像を考えると、制度を性的マイノリティの方に特化するのではなく、より広い視野から検討していく必要があるという意見が出され、性的マイノリティの方に限らず事実婚を含む方針としました。

また制度開始に伴い、市役所の各種行政サービスの対象となる「家族」「配偶者」の定義にパートナーも加えられるか、担当部署に対する調査を行いました。対応済、対応可能、要検討など、各サービスの状況を把握することができました。審議会としては、当事者の方々が民法上の婚姻と同じ条件で行政サービスを受けられることを理想としており、制度が広く活用されるよう、各部署における継続的な工夫と努力を求めるものです。

さらにファミリーシップ制度については、導入している自治体の多くは未成年の子どもを対象としていますが、未成年に限る必要があるのかどうかという意見が出されました。子どもを成年、未成年で区別する明確な理由が見当たらないこと、また、家族の様々な在り様に対応できるようにするため、未成年に限らずファミリーシップの対象にすることが望ましいと考えます。

このような検討を踏まえ、審査会としましては、多様な性を尊重する基本理念、性別等による権利の侵害の禁止、制度の条文化、事業者の努力義務について、条例案に明記することを求め、市議会において議決されることを希望します。

多様な性、多様な個性、多様な生き方など、人間の在り方は様々です。岡崎市は、令和

2（2020）年に「SDG s 未来都市」に選定されており、SDG s の考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりが求められています。条例改正と制度の具現化により、様々な事情から法律婚を選択できない人々が社会的承認を得られ、生きづらさや困難が少しでも緩和されること、そして岡崎市においては制度導入後も、市民一人ひとりの声に耳を傾け、誰一人取り残さない、「多様な主体が協働・活躍できる社会づくり」に取り組むことを願っております。

令和4年1月21日

岡崎市男女共同参画推進審議会
会長 打田 委千弘

目 次

はじめに	1
目 次	3
男女共同参画推進条例の一部改正について	
1 条例名について	4
2 前文について	5
3 基本理念について（第3条関係）	6
4 性別等による権利の侵害の禁止について（第9条関係）	6
5 制度の位置づけ	7
6 審議会の名称	8
パートナーシップ制度の内容について	
1 制度の内容	10
2 制度の対象者	10
3 届出要件	11
4 提出書類	12
5 紛失・届出事項変更時の届出	12
6 取消の場合	13
7 受理証明書等の返還を必要とする場合	13
8 その他	14
9 行政サービスについて	15
10 結びにかえて	16

男女共同参画推進条例の一部改正について

岡崎市男女共同参画推進条例（平成17年岡崎市条例第5号）の条文にある文言「男女」とは「性別を問わず全ての人」であるとの理解のもと、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別等（生物学的な性別、性的指向、性自認及び性別表現）にかかわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画を推進し、多様な性を尊重する社会の実現を目指す内容とします。

この趣旨に従い、「男女」という表現については、固有名詞以外は原則「全ての人」とし、また「性別」という表現を「性別等」として、多様な性の在り方について定義づけることとします。

上記を踏まえ、名称及び条文の改正案について、以下のとおり提案します。

1 条例名について

岡崎市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）では、条例名について以下の案とすることを提案します。

現行条例	案
岡崎市男女共同参画推進条例	岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例

現行条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）を受け制定されました。この法律が示す男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

一方、昨今、SDGsの理念やオリンピック憲章「オリンピズムの根本原則」に象徴されるとおり、性的指向及び性自認に起因する差別の撤廃、性的マイノリティの方の社会的承認の支援、性の多様性の尊重などが求められています。

現行条例に新たな要素を加えることで、名称が長くなるとわかりにくいのではないかという意見が出されましたが、一方で女性の参画は進みつつあるものの男女格差は解消されていないこと、男女共同参画という文言が仮になると、課題解決がさらに遠のくおそれがあるとの意見もありました。こうしたことを考慮し、現行の「男女共同参画推進」に「多様な性に対する尊重」という新たな概念を加えた名称とすることが適当であると考えます。

なお、条例名が長くなることへの対策として、略称や通称を検討してはどうかとの意見も出されましたが、そうした名称を条文で定めることは困難であるとの判断でした。

審議会としては、改正された条例とそこに示される理念が広く市民に周知されるよう、効果的な広報について検討し、継続的に取り組むことを望みます。

2 前文について

審議会では、前文について以下の案とすることを提案します。

現行条例	案
<p>我が国においては…（略）…今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣習が根強く存在し、真の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている。</p> <p>少子高齢化や国際化など地域社会が大きく変化する中で、男女が対等なパートナーとして、豊かで生き生きと充実した人生を送ることができる社会を築くためには、市民と市が一体となって、なお一層、この課題の解決に取り組んでいくことが必要である。</p> <p>私たち岡崎市民は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を願い、ここにこの条例を制定する。</p>	<p>我が国においては…（略）…今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣習が根強く存在し、真の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている。<u>また、性別等（※1）を理由とする差別や偏見等の課題もあり、多様な性の尊重に向け一層の取組が必要とされている。</u></p> <p>少子高齢化や国際化など地域社会が大きく変化する中で、<u>全ての人が社会の対等な構成員として、豊かで生き生きと充実した人生を送ることができる社会を築くためには、市民と市が一体となって、なお一層、この課題の解決に取り組んでいくことが必要である。</u></p> <p>私たち岡崎市民は、<u>全ての人が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる、誰一人取り残さない、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現を願い、ここにこの条例を制定する。</u></p>

※1 性別等 生物学的な性別、性的指向、性自認及び性別表現(服装、仕草、言葉遣い等で表現する性別をいう。)をいう。

前文は、条例の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。

現行の条文を基本とし、性別等を理由とする差別や偏見など社会的課題を示し、多様な性を尊重する取組の必要性について明記することを提案します。

また目指すべき社会像を「性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる、誰一人取り残さない、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会」とすることを提案します。

3 基本理念について（第3条関係）

審議会では、基本理念について以下の案とすることを提案します。

現行条例	案
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、社会のあらゆる分野において自主的かつ積極的に行われなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 <u>男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会を実現するためには、次に掲げる事項を基本理念として、社会のあらゆる分野において自主的かつ積極的に行われなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>全ての人が性的指向、性自認及び性別表現に起因する人権侵害を受けないこと。</u></p> <p>(6) <u>性的指向、性自認等に関する公表の自由が保障されること。</u></p> <p>(7) 略（現行条例第3条第5号と同様）</p>

条例第3条は、男女共同参画を推進し多様な性を尊重する社会を実現するための基本理念を謳っています。性別等を理由とする差別や偏見等の社会的課題に対する姿勢として、「全ての人が性的指向、性自認及び性別表現に起因する人権侵害を受けないこと」を、また、個人の性的指向、性自認等について、公表する・しないの選択は個人に委ねられるべきであるため、「性的指向、性自認等に関する公表の自由が保障されること」を基本理念に加えることを提案します。

4 性別等による権利の侵害の禁止について（第9条関係）

審議会では、性別等による権利の侵害の禁止について以下の案とすることを提案します。

現行条例	案
<p>(性別による権利侵害の禁止)</p> <p>第9条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。</p> <p>2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシ</p>	<p>(性別等による権利侵害の禁止)</p> <p>第9条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別等による差別的取扱い、<u>その他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。</u></p> <p>2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシ</p>

<p>ュアル・ハラスメントを行ってはならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>ュアル・ハラスメント又は婚姻、妊娠、<u>出産、育児若しくは介護に関する人権侵害を行ってはならない。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 <u>何人も、性的指向又は性自認の公表に関して、本人に対して強制又は禁止してはならない。</u></p> <p>6 <u>何人も、本人の同意なくして性的指向又は性自認を公表してはならない。</u></p>
--	--

前文で示した性別等を理由とする差別や偏見など社会的課題に関する具体的な対応として、次のとおり提案します。

- (1) 性別等を理由とする差別や偏見等の課題に対しての取組を明確にするため、「性別等に起因する人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない」と明記する。
- (2) セクシュアル・ハラスメントだけでなく、職場等で起こり得る各種ハラスメントについて追記する。
- (3) 個人の性的指向又は性自認について、公表する・しないの選択は個人に委ねられるべきであるため、他者から公表を強制され、又は禁止されてはならないこと、また、他者についても、本人の同意なしに公表（いわゆるアウトティング）してはならないことを明記する。

なおトランスジェンダーの方については、生物学的な性別の公表がアウトティングにつながる可能性があるため、条例運用において留意が必要なことを申し添えます。

5 制度の位置付け

審議会では、パートナーシップ制度の位置付けについて以下の案とすることを提案します。

現行条例	案
	<p>(パートナーシップ・ファミリーシップ制度 (※2・※3))</p> <p><u>第10条の2 次項に規定する受理証明書の交付を希望する者は、規則で定めるところにより、市長にパートナーシップ・ファミリーシップに係る届出をすることができる。</u></p>

	<p>2 市長は、前項の届出があったときは、<u>規則で定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書類（第4項において「受理証明書」という。）を交付するものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップに係る制度に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>4 <u>事業者は、その社会活動の中で受理証明書に係るパートナーシップ・ファミリーシップを最大限に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>
--	--

※2 パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した2人の関係

※3 ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある相手方の実子又は養子と継続的な共同生活を行っている関係

パートナーシップ制度の条例での位置付けに関し、次のとおり提案します。

- (1) 名称を「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」とし、詳細は別に規則で定める。
- (2) 社会の様々な場面で、制度を踏まえた各種手続が行われることを想定し、事業者が条例を理解し必要な措置に向け努力することを明記する。

6 審議会の名称

審議会では、「岡崎市男女共同参画推進審議会」の名称について、以下の案とすることを提案します。

現行条例	案
<p>第3章 岡崎市男女共同参画推進審議会</p> <p>第17条 市は、男女共同参画の推進に関する必要な事項を審議するため、岡崎市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>第3章 岡崎市<u>男女共同参画推進及び多様な性の尊重に関する審議会</u></p> <p>第17条 市は、男女共同参画を推進し、<u>多様な性を尊重する社会の実現に関する</u>必要な事項を審議するため、岡崎市男女共同参画<u>推進及び多様な性の尊重に関する</u>審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

<p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べるができる。</p>	<p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べるができる。</p>
---	---

男女共同参画に関する既存条例を性の多様性に関する事項を加える形で改正し、且つ条例名及び附属機関の名称を変更した事例としては、横須賀市があります。

条例名：横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例

機関名：横須賀市男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会

岡崎市においても、条例改正内容にふさわしい審議会名の検討が必要と考えます。

パートナーシップ制度の内容について

1 制度の名称

審議会では、制度の名称について、以下のとおり提案します。

(名称)「岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」

制度の名称を検討するにあたり、まずは手続の方式について検討しました。

先行自治体の多くは、当事者がパートナーシップの宣誓書を提出し、自治体が受理証明書を交付する「宣誓」方式を採用しています。しかし「宣誓」は行政手続としては馴染みの薄い表現であり、できる限り婚姻と同様の扱いとするほうが当事者の立場への配慮につながることから、基本的には他の行政手続と同じく「届出」とするのが望ましいと考えました。

また、パートナーシップの手続時に、希望すれば家族（一方又は双方の実子又は養子）も一緒に届出ができるファミリーシップを取り入れる方向で意見がまとまりました。

こうしたことから、制度の名称は「岡崎市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」とすることを提案します。

2 制度の対象者

審議会では、パートナーシップの対象者について、以下のとおり提案します。

- ①互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した2人を対象とする。
- ②事実婚を含む。
- ③国籍は問わない。

パートナーシップの対象者については、当初は、同性カップルなど、婚姻届を出せない性的マイノリティの方々を想定し「一方又は双方が性的マイノリティである2人」とすることも考えられました。しかし、社会の多様な在り方を考えると、パートナーシップは特定の人だけに関わるものではなく、広く社会全体で考え、理解していくことが望ましいと考えます。よって、性別等にかかわらず、事実婚を始め何らかの理由で婚姻届を提出することができないでいる方々も対象とすることを提案します。

また、外国人同士又は外国人と日本人が結婚することは可能であるため、国籍は問わないことを提案します。

なお、パートナーシップについては、パブリックコメントでの意見にもあったように、そもそも2者の関係に限るべきかどうかという論点が存在しますが、民法上の婚姻を利用できない、又は利用しづらい等による生きづらさを緩和することが制度導入の目的であるため、まずは、制度のスタートとして、2者間のパートナーシップとすることを提案します。

またファミリーシップの対象者について、以下のとおり提案します。

- ①パートナーシップにある者の一方又は双方の実子又は養子で、継続的な共同生活を行っている関係にある者を対象とする。
- ②パートナーのほかに家族として暮らしている上記の者について、家族の関係を申し出た場合は、合わせて証明できる。

当初は、パートナーシップ制度により、パートナーとして届け出た関係にあるカップルの一方又は双方に未成年の子どもがいる場合、子どもの世話や教育を行う「子の監護」という面で助けが必要になる場合が想定されるため、未成年の子どもを家族として証明できるようにすることを考えていました。しかし検討を進める中、未成年の子どもに限る必要があるのか、成人した子どもについても、例えば手術の説明などを受ける際に関係性を示すために有効ではないかなどの意見が出ました。こうしたことから、審議会としては、パートナーのほかに子を家族として申し出た場合、併せて証明できるようにすることを提案します。

3 届出要件

審議会では、パートナーシップの届出要件について、以下のとおり提案します。

- ①いずれか一方が市内に住所を有している（市内への転入を予定している場合を含む。）こと。
- ②民法で定める成年に達していること。
（民法改正により令和4（2022）年4月から成人年齢が現在の20歳から18歳に引き下げられる。）
- ③配偶者がいないこと。
- ④当該相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- ⑤双方が近親者（民法第734条から第736条までに規定する結婚することができないとされる続柄）でないこと。（ただし養子縁組をしたことにより近親者となった者は除く）

①について、民法上の婚姻についても正当な理由がある場合は別居が可能であり、また、様々な事情で別居を続ける当事者も多いため、同居要件は設けず、「いずれか一方が市内に住所を有していること」とすることを提案します。

②について、契約など自らの意思で行うことができる「成人」を要件とすることを提案します。

③④について、パートナーシップを2者の関係と定義したことから、届け出る際に双方に配偶者がいないこと、当該相手方以外の者とパートナーシップの関係にないことについて確認する必要があると考えます。

⑤について、民法第734条（直系血族又は三親等内の傍系血族）、民法第735条（直系姻族）及び民法第736条（養子・養親等）に規定する近親者間の婚姻を禁止しています。しかし民法上の婚姻のできない同性カップルの中には、相続等の法的なメリットを確保するため、選択可能な方法として養子縁組をしているケースがあります。こうしたパートナーシップ関係のための養子縁組をしている場合は、社会的認知を補完する目的で、届出を認めるべきであると考えます。

4 提出書類

審議会では、提出書類について、以下のとおり提案します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①届出書②住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書③独身であることを証明する書類（戸籍抄本、独身証明書等）。外国籍の方の場合は、本国が発行した婚姻要件具備証明書等及びその日本語訳④本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等） |
|---|

申請できる対象者の要件確認書類は、戸籍謄本・戸籍抄本、独身証明書、住民票（写し含む）等に加え、「本人確認ができる書類」とし、外国籍の方が制度を利用する際は、婚姻要件具備証明書（独身証明書）及びその日本語訳の提出を求めることを提案します。

なおファミリーシップの届出にあたっては、15歳に達した人については本人の署名を求めることを提案します。その理由としては、民法の規定が養子縁組の承諾、養子縁組離縁の訴え、遺言することが可能な年齢が15歳に達した人（民法797条・815条・961条）であることとしているためです。

5 紛失・届出事項変更時の届出

審議会では、紛失・届出事項変更時の届出について、以下のとおり提案します。

- ①受理証明書等を紛失し、毀損し、又は汚損した場合は、再交付申請書等、関係必要書類の提出を求める。
- ②届出事項に変更が生じた場合は、変更届等、関係必要書類の提出を求める。

紛失、毀損など受理証明書等の再発行の必要がある場合や、転居など届出事項に変更が生じた場合は、本人確認書類の提示とともに、再交付申請書や変更届による届出、また必要に応じて戸籍、住民票等の書類提出を求めることを提案します。さらにパートナーシップの解消や、2人とも市外へ転出するなど制度要件を満たさなくなった場合についても、書類による届出を求めるなど、制度の適切な運用のためのマニュアルを整備することを要望します。

またファミリーシップに関して、証明から年月が過ぎ、諸事情により子どもから届け出た氏名の削除を求められる可能性もあります。これについても、届出事項の変更として対応し、届出の本人署名を15歳に達した人としていることから、15歳に達した日以降に届出ができるようにすることを提案します。

6 取消の場合

審議会では、取消の場合について、以下のとおり提案します。

虚偽その他不正な方法により、受理証明書等の交付（再交付を含む。）を受けた場合又は受理証明書等を不正に使用した場合は、取り消すことができる。

受理証明書等の有用性を担保する必要があることから、虚偽やその他不正な方法により受理証明書等の交付を受けた場合は、取り消すことができるとし、その場合、直ちに受理証明書等の返還を求めることを提案します。

これに関して、届出の際には自己申告方式による各要件や遵守事項等についてのチェック項目を設け、虚偽や不正の防止に努めることを要望します。

7 受理証明書等の返還を必要とする場合

審議会では、受理証明書等の返還を必要とする場合について、以下のとおり提案します。

- ①パートナーシップを解消する場合
- ②一方が死亡した場合
- ③制度要件に該当しなくなったとき

④取消の規定に該当したとき

受理証明書等の有用性を担保するため、パートナーシップを解消する場合や、制度要件に該当しなくなった場合は、届出とともに証明書の返還を求めることを提案します。

また、死亡による受理証明書等の返還については、心情に配慮し御遺族の希望によることが適当であると考えます。

8 その他

審議会では、通称名の使用、手数料、届出方法について、以下のとおり提案します。

- ①通称名の使用を認める。
- ②受理証明書等の発行手数料は無料とする。ただし届出の際に提出する必要書類の交付手数料等は届出者が負担する。
- ③原則パートナーとなる2名で来庁し、届け出る。

①について、性自認に違和を感じている方に対し、戸籍上の氏名への違和感などに配慮するため、社会生活上、日常的に使用している氏名（通称名）を、性自認と同様に尊重する必要があります。通称名を使用する場合、郵送物や社会活動等で日常的に使用していることを確認した上で、受理証明書等に戸籍上の氏名に加えて、通称名を記載することを提案します。

②に関連して、検討の中で再発行については本人の責任によるものであることから、手数料を徴収したほうがいいのかという意見が出ました。しかしながら、介護保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、子ども医療費受給者証などについても再発行時には手数料を徴収していないことから、届出受理証明書の発行手数料は届出時・再発行時を問わず無料とします。

③について、届出書類の内容や本人確認について直接確認する必要があるため、代理人や郵送での手続は原則認めず、やむを得ず、届出書等を郵送することになった場合は、受理証明書等交付の際、本人確認のため2人で来庁していただくことを提案します。いろいろな事情により来庁できない場合も想定されるため、必要事項が確認できる場合は、これによらず、できるだけ事情を聞き取り柔軟に対応することを望みます。

なおファミリーシップの届出に関して、子どもの立会については、先行自治体でも必須としているところとそうでないところがあります。また15歳に達した人は本人が署名することから立会を条件にしているケースもありました。このように考え方は様々ですが、現在検討中のファミリーシップはあくまでパートナーシップを前提とするものであること、また制度案が宣誓方式ではないことなどから、パートナー両名が揃って届出す

るのであれば、子どもの立会までは必須条件にしなくても問題はないかと考えます。

9 行政サービスについて

令和2年11月、岡崎市議会議長に対して提出された陳情において、「パートナーシップ制度を利用したカップルの市営住宅への入居の許可」「岡崎市内の救急病院に対して、カップルの診療への立会い・病室への入室許可・手術同意書への署名を許可するように促す事」が求められました。

パートナーシップ制度に法的拘束力がないことや制度の趣旨が性的マイノリティの方々の社会的承認にあることなどから、先行自治体の中には、サービス例を示さない自治体が多くありますが、性の多様性を尊重するまちづくりを推進する観点から、審議会としては、利用できる行政サービスを全庁的に検討し、ホームページなどで公表していくことが望ましいと考えます。

事務局において、他自治体の事例をいくつか確認したところ、主なものとしては、「公営住宅の入居」「公立病院での面会・手術同意等」「救急車への同乗」で、その他に母子手帳交付、り災証明等の代理交付、要介護認定の代理申請、市営墓地の使用・承認などがありました。

また岡崎市役所各部署における行政サービスにおいて「家族」「配偶者」の定義にパートナーも加えることは可能か、検討の余地はあるかなど、利用できる行政サービスの調査を行いました。

その結果、陳情で求められている「市営住宅の入居」「市民病院での面会・手術同意等」「救急車への同乗」のうち、「救急車への同乗」は既に対応済みですが、「市営住宅の入居」「市民病院での面会・手術同意等」は、要検討とのことでした。

「市営住宅の入居」については、以前は「事実上婚姻関係と同様の事情にある者にはパートナーも含まれる」と解釈していたものの、同性の者と共同生活関係にあった者が事実婚と同様であるかの解釈に関係する過去の判例により、解釈を再検討する必要が生じていること、また「市民病院での面会・手術同意等」のうち「面会」は対応済み、「同意」については課題の検討が必要であることを確認しました。いずれも先行自治体で適用されている行政サービスの主要項目であることから、審議会としては、実現に向け前向きに検討することを強く希望します。

なお、現在の制度案では、居住要件について、パートナーのいずれか一方が市内在住であればよいとしています。これは当事者の方々の様々な生活環境を想定し、一定の配慮をした結果ですが、一方で行政サービスの場合、基本的には市内在住者を対象としていることから、例えばパートナーの2者とも市内在住であればサービスの対象になるけれども、パートナーの一方が市外在住であると同じサービスが受けられないというケースがあり得ます。審議会としては、制度が全ての課題を解決するわけではないという現

実も踏まえつつ、市役所の全ての担当部署がそれぞれの行政サービスの対象について今一度見直し、多様な性を尊重する観点からそれぞれの責任において事務改善に取り組んでいただくことを望みます。

10 結びにかえて

パートナーシップ制度の諮問を受けて以来、岡崎市男女共同参画推進審議会では、様々な観点から議論を進めてまいりました。

当初は性的マイノリティの方の支援の制度を想定していましたが、議論が深まるにつれ、対象範囲を広げたり、ファミリーシップ制度など拡大要素を加えたりするなどして、幅広い市民に理解されやすい制度案として発展させ、この答申に至ることができたと考えております。

条例は制定が目的ではありません。また制度は導入して終わりではありません。岡崎市においては、条例に込めた理念や内容を一人でも多くの市民に知っていただくため、広報や啓発活動に力を入れていただければと思います。印刷物やネット媒体、研修やイベント等様々な手段を講じ、また機会を設け、わかりやすく丁寧な説明を重ねていくことが必要です。そして理念の実現のために何を行っていくべきか、市、市民、事業者、関係機関等が共に考え、地域の特性に沿った取組が不断に行われることを望みます。

資 料

資料 1	諮問書（公印なし）	18
資料 2	岡崎市男女共同参画推進審議会委員名簿	19
資料 3	岡崎市男女共同参画推進審議会開催経過	20
資料 4	岡崎市男女共同参画推進条例	21
資料 5	岡崎市男女共同参画推進審議会規則	24



岡崎市男女共同参画推進審議会
会長 打田 委千弘 様

岡崎市長 中根 康浩

（仮）岡崎市パートナーシップ制度について（諮問）

本市では、第7次岡崎市総合計画（令和3（2021）年～令和12（2030）年）において、多様な主体が協働・活躍できる地域共生社会の実現による安全安心なまちを目指しています。また、第5次男女共同参画基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）において、多様性を尊重し安心して暮らせる地域社会をつくることを基本目標として掲げています。

そのため、これまでにLGBTパンフレットの作成や、職員向け研修や市民向け講座を実施し、性的マイノリティの方への理解促進に努めてまいりました。また、公共施設における多目的トイレに男女共用マークの表示を推進し、さらに昨年10月からは性的指向及び性自認に関わる悩みなどを聞くLGBT電話相談を開設するなど、性的マイノリティの方への支援を通じて、多様な人々が暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいりました。

昨今、SDGsの理念やオリンピックの原則を通じて性差別に関する課題が注目される中、性的指向及び性自認に起因する差別をなくし、性的マイノリティの方の社会的承認を支援する観点から、自治体によるパートナーシップ制度をめぐって、全国的に議論や導入の動きが始まっております。本市におきましては、昨年11月、市民から「パートナーシップ宣誓制度及び性的少数者に関する諸問題への取組み」に関する陳情が提出され、12月定例会の常任委員会での審議では、各会派から今後の検討に期待する肯定的な御意見をいただいたところでございます。

このような状況を踏まえ、これまでの性的マイノリティの方に対する理解促進や支援は継続しつつ、多様な性を尊重するまちづくりをさらに進めるため、条例によりパートナーシップ制度を位置付けるにあたり、貴審議会の御意見を賜りたく、岡崎市男女共同参画推進条例第17条第2項に基づき、諮問します。

資料2 岡崎市男女共同参画推進審議会委員名簿

岡崎市男女共同参画推進審議会

任 期 : 令和3年10月1日～令和5年9月30日

役 職	氏 名	備 考
会長	うちだ いちひろ 打田 委千弘	学識経験者（愛知大学 教授）
副会長	しげはら あつこ 重原 惇子	学識経験者（NPO法人参画プラネット 理事）
委員	じじわ ただまさ 時々輪 忠正	市関係団体 （岡崎市総代会連絡協議会 副会長）
委員	いとう ともよ 伊藤 智代	市関係団体 （城南学区女性の会城南っぴ 代表）
委員	やまもと きょうこ 山本 京子	岡崎商工会議所事務局
委員	いずはら てつや 伊豆原 徹也	連合愛知三河中地域協議会 事務局長
委員	はらだ みきこ 原田 美紀子	岡崎信用金庫
委員	いよだ まもる 伊豫田 守	学校関係（岡崎市小中学校長会 会長）
委員	こまつ えりこ 小松 恵利子	市民公募
委員	ながさか ひでき 長坂 英樹	市民公募

全委員数に対する女性委員の比率 50.00 %

（令和3年10月1日現在）

資料3 岡崎市男女共同参画推進審議会開催経過

回	日 程	場 所	主な内容
第1回	令和3年8月10日	市役所東庁舎 6階 601号室	<ul style="list-style-type: none"> ・市長から審議会へ諮問 ・論点整理及び意見交換
第2回	令和3年11月5日	市役所西庁舎南棟 3階 301号室	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントについて ・パートナーシップ制度導入に係る全庁調査結果について ・論点整理及び意見交換
パブリックコメント	令和3年11月15日 ～12月15日	—	市政情報コーナー、多様性社会推進課、各支所、市ホームページにて「男女共同参画推進条例の一部改正及びパートナーシップ制度について」(素案)の閲覧及び意見募集
第3回	令和4年1月7日	市役所西庁舎 7階 704号室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案のとりまとめ

資料4

岡崎市男女共同参画推進条例

平成17年3月29日

条例第5号

改正 平成26年3月27日条例第7号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 基本的施策（第10条～第16条）

第3章 岡崎市男女共同参画推進審議会（第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組にも呼応して男女共同参画社会基本法をはじめとした男女共同参画関連の法律が整備されてきた。

矢作川流域の緑豊かな大地に住む私たち岡崎市民は、輝かしい歴史と伝統の恩恵を受けながら積極的にまちづくりを進めているが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣習が根強く存在し、真の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている。

少子高齢化や国際化など地域社会が大きく変化する中で、男女が対等なパートナーとして、豊かで生き生きと充実した人生を送ることができる社会を築くためには、市民と市が一体となって、なお一層、この課題の解決に取り組んでいくことが必要である。

私たち岡崎市民は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を願い、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、市、市民、教育に携わる者、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせること若しくは相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、社会のあらゆる分野において自主的かつ積極的に行われなければならない。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、その人権が尊重され、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、その性別にかかわらず、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が性別による固定的な役割分担意識に捕われることなく、あらゆる活動に参画できるよう、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立なものとなるよう

配慮されること。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定、計画の立案等に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とが両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の形成のための取組が国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、市民、教育に携わる者、市民団体及び事業者が行う男女共同参画推進のための活動を支援しなければならない。
- 3 市は、国、県その他の関係機関と協力し、連携を図りながら男女共同参画を推進しなければならない。
- 4 市は、自ら率先して男女共同参画を推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深めるとともに、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第6条 家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画の基本理念に基づいて教育を行うよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の基本理念にのっとり、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、労働者が職業生活と家庭その他の生活の両立ができるよう就業環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。
- 4 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を正当化し、又は助長する表現その他の不適切な性的表現を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、岡崎市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(参画機会の格差の是正)

第11条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及びその他の関係者と協力して積極的改善措置に関する情報の提供その他格差を是正するために必要な支援をするよう努めなければならない。

(体制等の整備)

第12条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制及び拠点施設を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、公表するものとする。

(学習の支援等)

第14条 市は、男女共同参画についての市民の関心と理解を深めるため、市民の男女共同参画に関する学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の調査研究の結果を公表するものとする。

(男女共同参画に関する相談等)

第16条 市民は、市長に対し、次に掲げる男女共同参画に関する事項について相談又は意見の申出をすることができる。

(1) 男女共同参画に係る人権侵害に関すること。

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

2 市長は、前項に規定する相談又は意見の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 岡崎市男女共同参画推進審議会

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する必要な事項を審議するため、岡崎市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき策定されている市の男女共同参画計画(「ウィズプランおかざき21」をいう。)は、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則(平成26年3月27日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料5

岡崎市男女共同参画推進審議会規則

平成17年7月1日
規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡崎市男女共同参画推進条例（平成17年岡崎市条例第5号）第17条第6項の規定に基づき、岡崎市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募した市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会においては、会長が議長となる。
- 3 審議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 審議会は、特定の事項の調査又は審議をするために専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議の議長となる。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する専門部会の委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。